

専決処分の承認を求めることについて  
(武蔵野市市税条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和3年4月21日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

専決処分の承認を求めることについて  
(武蔵野市市税条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを市議会に報告し、承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、武蔵野市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

武蔵野市長 松下玲子

（専決理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴う武蔵野市市税条例（昭和25年8月武蔵野市条例第17号）の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分するものである。

武蔵野市市税条例の一部を改正する条例

武蔵野市市税条例（昭和25年8月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第29条の3の2（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5（略）</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告</p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第29条の3の2（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第35条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5（略）</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>

<p>書)</p> <p>第29条の3の3 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第35条の8 第35条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下本条、次条第2項及び第35条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1</p>	<p>書)</p> <p>第29条の3の3 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第35条の8 第35条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第<u>3項並びに</u>第35条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	--	---------------------------

<p>項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第35条の3及び第35条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合、その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第35条の3及び第35条の4の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第35条の7の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第35条の9 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第35条の3及び第35条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合、その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第35条の3及び第35条の4の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第35条の7の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第35条の9 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>項の追加</p>
--	--	---------------------------------------

<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第63条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p>	<p><u>規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「その受理されたとき」とあるのは「その提供を受けたとき」とする。</u></p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第63条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p>	<p>項の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>
--	---	---------------------------------------



<p>号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	
<p><u>12</u> 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p><u>11</u> 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>項の繰上げ及び字句の改正</p>
<p><u>13</u> 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p><u>12</u> 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>項の繰上げ及び字句の改正</p>
<p><u>14</u> 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p><u>13</u> 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>項の繰上げ及び字句の改正</p>
<p><u>15</u> 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p>	<p><u>14</u> 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p>	<p>項の繰上げ及び字句の改正</p>
<p><u>16</u> 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p>	<p><u>15</u> 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p>	<p>項の繰上げ及び字句の改正</p>
<p><u>17</u> 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p><u>16</u> 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>項の繰上げ及び字句の改正</p>
<p><u>18</u> 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で</p>	<p><u>17</u> 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で</p>	<p>項の繰上げ及び字句の改正</p>



<p>定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>19 法附則第15条第30項第3号</u>  <u>ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>20 法附則第15条第30項第3号</u>  <u>ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>21 法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>22 法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>23 法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>24 法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p> <p><u>25 法附則第15条第47項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>26及び27</u></p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第6条の4 (略)</p> <p>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する</p>	<p>定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>18 法附則第15条第27項第3号</u>  <u>ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>19 法附則第15条第27項第3号</u>  <u>ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>20 法附則第15条第30項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>21 法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>22 法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>23 法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>24及び25</u></p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第6条の4 (略)</p> <p>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する</p>	<p>項の繰上げ及び字句の改正</p> <p>項の繰上げ及び字句の改正</p> <p>項の繰上げ及び字句の改正</p> <p>項の繰上げ及び字句の改正</p> <p>項の繰上げ及び字句の改正</p> <p>項の繰上げ及び字句の改正</p> <p>項の削除</p> <p>項の繰上げ及び字句の改正</p> <p>項の繰上げ</p>
--	---	--

<p>場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和元年度分及び令和2年度分の固定資産税</u>については、第54条の2の規定は適用しない。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税</u>については、第54条の2の規定は適用しない。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p><u>(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p> <p><u>第6条の5 法附則第16条の3</u></p> <p><u>第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第37条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、市長が別に定める日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>条の追加</p>
--	---	--------------------------

が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第54条の

2の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合

<p>(土地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>)</p> <p>第7条 次条から附則第10条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの</u></p>	<p><u>に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p>4 <u>法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)</u>に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「<u>特定被災共用土地納税義務者</u>」とあるのは「<u>特定仮換地等納税義務者</u>」と、「<u>特定被災共用土地の</u>」とあるのは「<u>特定仮換地等の</u>」と、「<u>特定被災共用土地に</u>」とあるのは「<u>特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に</u>」とする。</p> <p>(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>)</p> <p>第7条 次条から附則第10条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	--	--

各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定

字句の改正

字句の追加

<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であると</p>	<p>字句の改正</p>

地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの

きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの

字句の改正

字句の改正



各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）

第8条の3 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。附則第9条の4第1号ロ及び附則第15条の5において「平成30年改正法」という。）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しな

各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）

第8条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。附則第9条の4第1号ロ及び附則第15条の5において「令和3年改正法」という。）附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しな

字句の改正

字句の改正

字句の改正

字句の改正

<p>いこととする。</p> <p>(農地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第9条 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)</u>を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>いこととする。</p> <p>(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第9条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>
---	--	---

負担水準の 区分	負担調整率
0.9以上のものから0.7未満 のものまで (略)	

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第9条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、付則第9条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

年度	率
平成6年度から平成9年度	

負担水準の 区分	負担調整率
0.9以上のものから0.7未満 のものまで (略)	

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第9条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

年度	率
平成6年度から平成9年度	

字句の改正

字句の改正

<p>まで (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>第 9 条の 3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地</p>	<p>まで (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 <u>令和 2 年度分の固定資産税</u> <u>について武蔵野市市税条例の</u> <u>一部を改正する条例 (令和 3</u> <u>年 3 月武蔵野市条例第 12 号)</u> <u>による改正前の武蔵野市市税</u> <u>条例 (以下「令和 3 年改正前</u> <u>の条例」という。)</u> 附則第 9 条の 2 第 3 項において準用す る同条第 1 項ただし書の規定 の適用を受けた市街化区域農 地に対して課する令和 3 年度 分の固定資産税の額は、前項 の規定により算定した当該市 街化区域農地に係る令和 3 年 度分の固定資産税額が、当該 市街化区域農地に係る令和 2 年度分の固定資産税に係る令 和 3 年改正前の条例附則第 9 条の 2 第 3 項において準用す る同条第 1 項ただし書に規定 する固定資産税の課税標準と なるべき額を当該市街化区域 農地に係る令和 3 年度分の固 定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定 資産税額を超える場合には、 当該固定資産税額とする。</p> <p>第 9 条の 3 市街化区域農地に 係る令和 3 年度から令和 5 年 度までの各年度分の固定資産 税の額は、前条の規定により 算定した当該市街化区域農地</p>	<p>項の追加</p> <p>字句の改正</p>
---	--	--------------------------

に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の

に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）

（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな

字句の追加

字句の改正

課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（住宅用地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の減額）

第9条の4 平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第8条又は前条の規定の

るべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（住宅用地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の減額）

第9条の4 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第8条又は前条の規定の

字句の改正

字句の改正

適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額する。

(1) 平成30年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、住宅用地にあつては100分の110、商業地等にあつては100分の110、市街化区域農地にあつては100分の110（以下この条において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下

適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額する。

(1) 令和3年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、住宅用地にあつては100分の110、商業地等にあつては100分の110、市街化区域農地にあつては100分の110（以下この条において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、

字句の改正

字句の改正

字句の改正

<p>「平成31年改正前の法」という。) 第349条の3又は平成31年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る平成30年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>	<p>当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>	<p>字句の改正</p>
<p>ロ 平成29年度分の固定資産税について、武蔵野市市税条例の一部を改正する条例(平成30年3月武蔵野市条例第21号)による改正前の武蔵野市市税条例(附則第17条の3の3において「平成30年改正前の条例」という。)附則第9条の4の規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成29年度分の固定資産税に係る同条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成30年改正法第1条の規定による改正前の地方税法(以下この号及び附則第17条の3の3において「平成30年改正前の法」とい</p>	<p>ロ 令和2年度分の固定資産税について、令和3年改正前の条例附則第9条の4の規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和2年度分の固定資産税に係る同条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和3年改正法第1条の規定による改正前の地方税法(以下この号及び附則第17条の3の3において「令和3年改正前の法」という。)第349条の3又は令和3年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除</p>	<p>字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正</p>





<p><u>税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和2年改正前の法」という。）</u>第349条の3又は<u>令和2年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等</u>であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和元年度分</u>の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>	<p>349条の3又は<u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等</u>であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和4年度分</u>の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>	<p>字句の改正  字句の改正</p>
<p>ロ、<u>平成30年度分</u>の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>平成30年度分</u>の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について<u>平成31年改正前の法</u>第349条の3又は<u>平成31年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等</u>であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合</p>	<p>ロ <u>令和3年度分</u>の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>令和3年度分</u>の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について<u>法第349条の3</u>又は<u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等</u>であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が<u>令</u></p>	<p>字句の改正  字句の改正  字句の改正  字句の改正</p>

<p>を乗じて得た額（当該住宅用地等が<u>令和元年度分の固定資産税</u>について<u>令和2年改正前の法第349条の3</u>又は<u>令和2年改正前の法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和元年度分の固定資産税</u>の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>	<p><u>和4年度分の固定資産税</u>について<u>法第349条の3</u>又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和4年度分の固定資産税</u>の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>	<p>字句の改正 字句の改正</p>
<p>(3) <u>令和2年度</u> 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が<u>平成32年度分の固定資産税</u>について<u>法第349条の3</u>又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>平成32年度分</u>の固</p>	<p>(3) <u>令和5年度</u> 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が<u>令和5年度分の固定資産税</u>について<u>法第349条の3</u>又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和5年度分</u>の固</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

<p>定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p> <p>ロ <u>令和元年度分の固定資産税</u>について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>令和元年度分の固定資産税</u>に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について<u>令和2年改正前の法第349条の3</u>又は<u>令和2年改正前の法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が<u>令和2年度分の固定資産税</u>について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和2年度分の固定資産税</u>の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>	<p>定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p> <p>ロ <u>令和4年度分の固定資産税</u>について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>令和4年度分の固定資産税</u>に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について<u>法第349条の3</u>又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が<u>令和5年度分の固定資産税</u>について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和5年度分の固定資産税</u>の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正 字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	--	--

(免税点の適用に関する特例)

第10条 附則第8条、第9条、第9条の2又は第9条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第44条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第8条、第9条又は第9条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地については、これらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第9条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第9条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については、同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、法第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の

(免税点の適用に関する特例)

第10条 附則第8条、第9条、第9条の2又は第9条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第44条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第8条、第9条又は第9条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地については、これらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第9条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第9条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については、附則第9条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、法第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の

字句の改正

<p>適用がある宅地等を除く。) に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第141条の8第1号及び第141条の11の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第141条の8第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>適用がある宅地等を除く。) に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第141条の8第1号及び第141条の11の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第141条の8第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	---	---------------------------

<p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第11条の2の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)</p> <p>に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第11条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第63条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第11条の2の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</p> <p>に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第11条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第63条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第11条の3 (略)</p> <p>2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車</p> <p>が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)</p> <p>の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第11条の3 (略)</p> <p>2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車</p> <p>が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</p> <p>の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

<p>の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第14条の11 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第15条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(</p>	<p>認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第14条の11 (略)</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第15条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(</p>	<p>項の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	--	---------------------------------------



当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第15条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の

当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第15条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税

字句の追加

字句の改正

固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第15条の3 附則第15条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第15条の規定にかかわらず、

について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第15条の3 附則第15条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第15条の規定にかかわらず、当該都市計

字句の改正

<p>当該都市計画税額とする。</p> <p>第15条の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第15条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</u></p>	<p>画税額とする。</p> <p>第15条の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第15条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</u></p>	<p>字句の改正</p>
<p>第15条の4の2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第15条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価</u></p>	<p>第15条の4の2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第15条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価</u></p>	<p>字句の改正</p>

<p>格に10分の7を乗じて得た額  （当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）</p> <p>第15条の5 <u>平成30年改正法附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。</u></p> <p>（農地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）</p> <p>第16条 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該</u></p>	<p>格に10分の7を乗じて得た額  （当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）</p> <p>第15条の5 <u>令和3年改正法附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。</u></p> <p>（農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）</p> <p>第16条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該</u></p>	<p>字句の改正  字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	--	---

農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のものから0.7未満のものまで	（略）

第17条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画

農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のものから0.7未満のものまで	（略）

第17条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画

字句の追加

字句の追加

字句の改正

税の額は、附則第16条の2の規定により附則第9条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第17条の3の2 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2

税の額は、附則第16条の2の規定により附則第9条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第17条の3の2 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和

字句の追加

字句の改正

年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（住宅用地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の減額）

第17条の3の3 平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市

5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（住宅用地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の減額）

第17条の3の3 令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市

字句の改正

字句の改正

街化区域農地を除く。)をいう。以下この条において同じ。)に係る当該年度分の都市計画税額(当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第15条から第15条の4の2まで、第17条の3又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額する。

(1) 平成30年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、住宅用地にあつては100分の110、商業地等にあつては100分の110、市街化区域農地にあつては100分の110(以下この条において「負担

街化区域農地を除く。)をいう。以下この条において同じ。)に係る当該年度分の都市計画税額(当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第15条から第15条の4の2まで、第17条の3又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額する。

(1) 令和3年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、住宅用地にあつては100分の110、商業地等にあつては100分の110、市街化区域農地にあつては100分の110(以下この条において「負担

字句の改正



<p>上限割合」という。)を乗じて得た額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について<u>平成31年改正前の法第349条の3(第19項を除く。)</u>又は<u>平成31年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)を当該住宅用地等に係る<u>平成30年度分の都市計画税の課税標準となるべき額</u>とした場合における都市計画税額</p>	<p>上限割合」という。)を乗じて得た額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について<u>法第349条の3(第18項を除く。)</u>又は<u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)を当該住宅用地等に係る<u>令和3年度分の都市計画税の課税標準となるべき額</u>とした場合における都市計画税額</p>	<p>字句の改正 字句の改正 字句の改正</p>
<p>ロ <u>平成29年度分の都市計画税について、平成30年改正前の条例附則第17条の3の3の規定の適用があった住宅用地等</u> 当該住宅用地等に係る<u>平成29年度分の都市計画税に係る同条に規定する都市計画税の課税標準となるべき額</u>(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について<u>平成30年改正前の法第349条の3(第19項を除く。)</u>又は<u>平成30年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める</u></p>	<p>ロ <u>令和2年度分の都市計画税について、令和3年改正前の条例附則第17条の3の3の規定の適用があった住宅用地等</u> 当該住宅用地等に係る<u>令和2年度分の都市計画税に係る同条に規定する都市計画税の課税標準となるべき額</u>(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について<u>令和3年改正前の法第349条の3(第18項を除く。)</u>又は<u>令和3年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める</u></p>	<p>字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正</p>

<p>率で除して得た額)に、  <u>負担上限割合</u>を乗じて得た額(当該住宅用地等が<u>平成30年度分</u>の固定資産税について<u>平成31年改正前</u>の法第349条の3(第19項を除く。))又は<u>平成31年改正前</u>の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る<u>平成30年度分</u>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p>	<p>率で除して得た額)に、  <u>住宅用地</u>にあつては100分の100、<u>商業地等</u>にあつては100分の100、<u>市街化区域農地</u>にあつては100分の100を乗じて得た額(当該住宅用地等が<u>令和3年度分</u>の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)-を当該住宅用地等に係る<u>令和3年度分</u>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p>	<p>字句の改正   字句の改正  字句の改正  字句の改正  字句の改正</p>
<p>(2) <u>令和元年度</u> 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額  イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について<u>令和2年改正前</u>の法第349条の3(第19項を除く。))又は<u>令和2年改正前</u>の法附則第15条から第15条の</p>	<p>(2) <u>令和4年度</u> 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額  イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用</p>	<p>字句の改正          字句の改正  字句の改正  字句の改正</p>



<p>での規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る<u>令和元年度分</u>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p>	<p>定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る<u>令和4年度分</u>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(3) <u>令和2年度</u> 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が<u>令和2年度分</u>の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る<u>令和2年度分</u>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p>	<p>(3) <u>令和5年度</u> 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が<u>令和5年度分</u>の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る<u>令和5年度分</u>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>ロ <u>令和元年度分</u>の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があつ</p>	<p>ロ <u>令和4年度分</u>の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があつ</p>	<p>字句の改正</p>

<p>た住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>令和元年度</u>分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について<u>令和2年改正前の法第349条の3（第19項を除く。）</u>又は<u>令和2年改正前の法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が<u>令和2年度分</u>の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和2年度分</u>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p> <p>（都市計画税に係る読替規定）</p> <p>第18条の3 法附則第15条第1</p>	<p>た住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>令和4年度</u>分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が<u>令和5年度分</u>の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和5年度分</u>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p> <p>（都市計画税に係る読替規定）</p> <p>第18条の3 法附則第15条第1</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正 字句の改正 字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	---	---

<p>項、<u>第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>	<p>項、<u>第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>	<p>字句の改正</p>
---	---	--------------

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の武蔵野市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った改正前の武蔵野市市税条例（以下「旧条例」という。）第29条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第29条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第29条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第29条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第29条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正

前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（改正理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。